

学位論文審査内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本内規は、学位規程第6条に掲げる東京女子医科大学（以下「本学」という。）大学院医学研究科博士課程における学位論文の審査及び試験の方法について定める。

第2章 博士（医学）

第1節 博士課程内での単位修得による学位（甲）申請

(論文の提出、指導教授)

第2条 共同先端生命医科学専攻を除く本学大学院医学研究科第4学年（特例として第3学年）に在学し、所定の単位を修得し、学位論文のための研究に関して中間発表を終えた者は、学位論文を研究科委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出し、博士（医学）の学位（甲）を申請することができる。

2 提出する学位論文は、査読制度のある学術雑誌に受理されたもので短報や Letter ではないフルペーパー形式のものを原則とし、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、共同筆頭著者がいる場合にも次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする他、当該共同筆頭著者及び指導教授の書面による説明を必要とする。その他副論文（出版公表されたもの）があるときは、当該副論文を提出することができる。

（1）単著・共著を問わないが、共著の場合は申請者が筆頭著者であることとし、指導教授による適切なオナーシップの下で学位論文申請が行われているもの。ただし、邦文論文の場合の共著者数は申請者を含め5名以内とする。なお、指導教授は、当該申請者が所属する分野の教授をもって当てる。指導教授が不在の場合は、研究科委員より指導可能な教授を代行指導教授として学長と医学部長の協議にて選任する。代行指導教授は当該分野内の指導教員と連携して研究指導を行い、連名で「学位論文審査申請書」に署名捺印する。

（2）他共著者が当該論文を用いて学位の申請を行わないという書面による確約があるもの。

（3）申請者が当該論文を学位論文として申請することに対する他共著者からの書面による承諾があるもの。

(提出書類、審査手数料)

第3条 提出書類は別に定めるものとし、審査手数料は5万円とする。

(論文の受付と資格審査)

第4条 学務課は申請者から提出のあった履歴書・学位論文・学位論文の要約を、審査月の大学院委員会開催前までに学内イントラネット上で掲示する。

2 研究科委員は資格に疑義のある場合及び学位論文に関して質問のある場合は、大学院委員会に提出する。

3 大学院委員会は資格審査し、委員長に報告する。質問事項は主査に連絡し、研究科委員会（第一次審査）での討議はその回答を中心に実施する。

（審査委員の選定）

第5条 大学院委員会は、審査委員として研究科委員から、主査1名、副査2名を選定するものとする。ただし、当該指導教授及び当該学位論文共著者は審査委員とならない。

2 主査及び副査の選定に当たっては、学位論文の内容に関連した学域・分野（主題・方法論等）を勘案する。副査の選定に当たってはこの他、広く多方面から審査する目的で基礎・臨床医学それぞれの観点、将来研究者・指導者としての資質を審査する観点も勘案する。

（公開発表会）

第6条 審査に先立ち、申請者は公開発表を行う。

2 公開発表会の出席対象は、研究科委員及びすべての本学教員とする。

3 形式は学会形式とし、発表及び質疑応答は大学院委員会で指定した時間内で行う。

（論文の受理（第一次審査））

第7条 研究科委員会は大学院委員会による資格審査結果及び公開発表の内容を勘案し、論文の受理の可否を決定する。

2 研究科委員会は論文を受理する場合、第5条に掲げる審査委員の承認を得る。

3 研究科委員会が論文を受理しない場合、大学院委員会は問題点を整理して、研究科委員会へ提出する。

（審査）

第8条 各審査委員は論文内容を項目別に審査し、研究能力、専門的業務に従事する能力に関する評価を行う。

2 審査項目は次に掲げる各号とし、各項目5点満点で評価する。

（1）研究目的・方法（研究課題の目的・背景の明確性、課題設定の妥当性、研究の方法論の妥当性）

（2）研究結果・考察・独創性（研究結果の表現・表示の適切性、考察の適切性、先行研究との関連についての考察の適切性、研究の独創性）

（3）専門的能力

3 各審査委員は、所定の「審査用紙」に評価結果とその他必要事項を記入する。

4 大学院委員会は、前項に掲げる審査結果を別表に基づき、評語（4段階）で評価表にまとめ、研究科委員会に提出する。

（学位の授与の決定（第二次審査））

第9条 研究科委員会は、学位の授与の可否について審議する。

2 原則として、総合点でA, B, Cを合格とし、Dは不合格とする。また、審査委員の1人でもいずれか

の項目に1点をつけた場合も不合格とする。

3 委員長は、合格者に博士（医学）の学位（甲）を授与する。学位授与が内定した日から1週間以内に、主査は「論文審査の要旨」を学務課に提出する。

4 不合格の場合、委員長が大学院委員会に付議し、大学院委員会は問題点を整理して再審査の妥当性について検討する。その際、大学院委員会は、審査委員及び申請者の出席を求めることができる。

5 再審査は大学院委員会の判断に基づき、委員長が研究科委員会に付議し、研究科委員会が再審査の可否を議決する。再審査が妥当とされた場合は、その方法を協議し速やかに実施する。

第2節 博士課程外での論文提出による学位（乙）申請

（学位申請の資格）

第10条 博士課程外で論文提出により、博士（医学）の学位（乙）を申請することのできる者は、次の各号のいずれかの条件を満たす者とする。

（1）共同先端生命医科学専攻を除く本学大学院医学研究科に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者

（2）語学試験に合格し、第3項に掲げる研究歴及び第5項に掲げる研究歴年数があり、その中に本学の教職員、研修医や研究生として1年以上の研究歴もある者

2 語学試験の期日及び試験方法は、別に定める。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、大学院委員会の認定及び研究科委員会の決定を経た上で語学試験合格相当として語学試験の受験を免除することができる。なお、次の各号に該当する語学試験の受験免除申請者は、語学試験の出願期間中に受験料5,000円を支払い、必要書類を提出しなければならない。

（1）英語で授業を行い、各国あるいは国際的な認証を受ける等、質保証のされた大学等を卒業した者

（2）語学試験の受験免除申請日より過去4年以内に別表の資格・検定試験等のスコア以上を取得した者

3 研究歴は、次の各号に掲げる期間とする。

（1）本学の専任教員、研修医、研究生として在籍し研究に従事した期間

（2）本学大学院を中途退学した者の場合は大学院に在学し研究に従事した期間

（3）大学院委員会において認められた研究施設において専任教職員、研修医として在籍し研究に従事した期間

（4）大学院委員会及び研究科委員会が、前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間（申請者が外国人である場合は、大学院委員会及び研究科委員会がそれを判断できる資料（研究施設の規模、研究活動等の概要を示したもの等）の提出を必要とする）

4 前項第3号の研究施設とは、次の各号に掲げる各施設を言う。

（1）国公立の医科大学又は歯科大学及びその付置研究施設

（2）医学に関係のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関及び国の衛生行政機関

（3）財団法人もしくは社団法人組織による医学に関係のある研究所

（4）臨床研修医指定病院（単独型、管理型、協力型の如何は問わない）

(5) その他研究科委員会が前各号の施設に準ずると認めた施設

5 研究歴年数は、第3項の研究歴における次の各号に掲げる年数とする。

(1) 医学、歯学の課程を修了した者については、基礎医学系の研究歴が5年以上又は臨床医学系の研究歴が6年以上。ただし研究歴が基礎・臨床医学系にまたがる場合は合わせて6年以上とするが、直近の本学在籍時の研究歴が基礎医学系である場合は基礎医学系で2年半以上、臨床医学系である場合は臨床医学系で3年以上必要とする。また、外国において医学又は歯学の課程を修了した者にも同様に適用されるが、この場合は、大学院委員会及び研究科委員会の審議を経なければならない。

(2) 大学院修士課程修了者については、基礎医学系の研究歴が6年以上又は臨床医学系の研究歴が7年以上。ただし研究歴が基礎・臨床医学系にまたがる場合は合わせて7年以上とするが、直近の本学在籍時の研究歴が基礎医学系である場合は基礎医学系で3年半以上、臨床医学系である場合は臨床医学系で4年以上必要とする。

(3) 大学修了者及び専門学校修了者については、基礎医学系の研究歴が8年以上又は臨床医学系の研究歴が9年以上。ただし研究歴が基礎・臨床医学系にまたがる場合は合わせて9年以上とするが、直近の本学在籍時の研究歴が基礎医学系である場合は基礎医学系で5年半以上、臨床医学系である場合は臨床医学系で6年以上必要とする。

(4) 短期大学修了者については、基礎医学系の研究歴が10年以上又は臨床医学系の研究歴が11年以上。ただし研究歴が基礎・臨床医学系にまたがる場合は合わせて11年以上とするが、直近の本学在籍時の研究歴が基礎医学系である場合は基礎医学系で7年半以上、臨床医学系である場合は臨床医学系で8年以上必要とする。

(5) 大学、専門学校及び短期大学未修了者については、基礎医学系の研究歴が12年以上又は臨床医学系の研究歴が13年以上。ただし研究歴が基礎・臨床医学系にまたがる場合は合わせて13年以上とするが、直近の本学在籍時の研究歴が基礎医学系である場合は基礎医学系で9年半以上、臨床医学系である場合は臨床医学系で10年以上必要とする。

(論文の提出、指導教員)

第11条 申請者が提出する主論文は出版公表されたもので短報やLetterではないフルペーパー形式のものを原則とし、共著の場合の取り扱い第2条第2項に準ずる。また、副論文(出版公表されたもの)の取り扱いも第2条第2項に準ずるが、第12条に掲げる学外扱提出者のうち本学以外の施設における研究歴がある者は副論文5編以上の提出を必要とする。なお、指導教授についても第2条第2項第1号に準ずるが、指導教員は、当該申請者が所属する分野・科の教授をもって当てる。ただし、特別の事情があるときは医学研究科委員会の議を経て、准教授又は講師を当てることができる。

(提出書類、審査手数料)

第12条 提出書類は別に定めるものとし、審査手数料は、学内扱提出者は15万円、学外扱提出者は30万円とする。ただし、本学に在籍した者で辞職(非常勤講師を除く教職員)、研修修了(研修医)又は退室(研究生)後2年以内に申請する場合は学内扱提出者とする。

(論文の受付と資格審査)

第13条 論文の受付と資格審査の取り扱いは、第4条に準ずる。

(審査委員の選定)

第14条 審査委員の選定の取り扱いは、第5条に準ずる。

(公開発表会)

第15条 公開発表会の取り扱いは、第6条に準ずる。

(論文の受理 (第一次審査))

第16条 論文の受理 (第一次審査) の取り扱いは、第7条に準ずる。

(審査)

第17条 各審査委員は論文内容の審査の他、申請者の専攻学術について、博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを確認するための試験を口答又は筆記により行う。実際の審査過程は、第8条に準ずる。

(学位の授与の決定 (第二次審査))

第18条 学位の授与の決定 (第二次審査) の取り扱いは、第9条に準ずる。

第3章 博士 (生命医科学)

(学位論文の審査及び試験の方法)

第19条 博士 (生命医科学) における学位論文の審査及び試験の方法は、別紙「共同先端生命医科学専攻学位審査取扱手順書」による。

第4章 雑則

(改廃)

第20条 本内規の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議又は理事会の承認を得るものとする。

別表 (第8条第4項)

評語	各審査委員の 項目別合計点	全審査委員の 総合点
A	15～13	45～37
B	12～10	36～28

C	9 ～ 7	2 7 ～ 1 9
D	7 未満	1 9 未満

別表（第 1 0 条第 2 項第 2 号）

各資格・検定試験等のスコア	
ケンブリッジ英語検定	170 点以上
実用英語技能検定	1 級
GTEC（Advanced Basic Core CBT）	1270 点以上
IELTS	6.0 点以上
TEAP	342 点以上
TEAP CBT	698 点以上
TOEFL iBT	83 点以上
TOEIC L&R+TOEIC S&W	1198 点以上

附 則(令和 5 年 10 月 25 日内規第 2310 号の 24)

本内規は、令和 5 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 18 日内規第 2403 号の 7)

本内規は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。

附 則(令和 7 年 8 月 27 日内規第 25〇〇号の〇〇)

本内規は、令和 7 年 8 月 27 日から施行する。